

PLレポート(製品安全) <2023年6月号>

■PLレポートは四半期に1回、国内外の製品安全、PLリスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

国内のトピックス

○電気用品、ガス用品等製品のIoT化等による安全確保の在り方に関するガイドラインの普及・市場動向等に関する調査報告書を公開

(2023年4月3日 経済産業省)

経済産業省は4月3日、「電気用品、ガス用品等製品のIoT化等による安全確保の在り方に関するガイドラインの普及・市場動向等に関する調査報告書」を公表しました。

近年、電気用品やガス用品等の製品のIoT化が進む中で、通信遮断等を含めた新たなリスクについて整理した「電気用品、ガス用品等製品のIoT化等による安全確保の在り方に関するガイドライン」を同省が2021年4月に公表しました。

今回公表された報告書では、本ガイドラインに記載のあるユースケース・リスクシナリオの充実化を図るとともに、IoT製品による遠隔操作のリスク評価において考慮すべきリスク要素(図1)を整理し、事業者によるガイドラインの理解の促進を図っています。たとえば、ガイドラインで規定する「間接的な被害の考慮」に加え、間接的な被害をもたらす具体的なリスク要素として、「ヒト(操作者、使用者)」「使用環境」「機器等」の3つの要素を考慮する必要性が提起され、それぞれの要素について、具体的な被害やリスクの内容およびリスク低減策の検討結果について記載しています。

図1 遠隔操作のリスク評価において考慮すべきリスク要素



出典：産業保安等技術基準策定研究開発等事業（電気用品、ガス用品等製品のIoT化等による安全確保の在り方に関するガイドラインの普及・市場動向等調査）調査報告書：P14の図表10より

また、ユースケース・リスクシナリオについては、2020年度の同報告書において遠隔操作機器 12 品目・24 事例および遠隔操作に不向きな機器 5 品目・9 事例について整理されましたが、本報告書では、上記 14 品目を対象に 44 事例について改めて整理しています。それぞれのリスクシナリオが、前出のリスク要素のどれに関連するのか、一目でわかるように新たなフォーマットにてまとめられているとともに、スリーステップメソッドのステップ 3 (使用上の注意) に該当するリスク低減策については、その周知内容についても表示例が記載されています。

IoT 製品を取り扱う企業においては、今回整理されたユースケース・リスクシナリオを参考に、遠隔操作機器のリスクアセスメントにおいて検討が必要なリスク要素の確認やリスクシナリオの抽出、整理に活用し、製品の安全確保に努めることが望まれます。

出所：経済産業省

「電気用品、ガス用品等製品の IoT 化等による安全確保の在り方に関するガイドラインの普及・市場動向等調査 調査報告書公開」(2023 年 4 月 3 日)

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/iot.html

国外のトピックス

○欧州委員会、RAPEX に関する 2022 年年次報告書を公表

(2023 年 3 月 13 日 欧州委員会)

欧州委員会 (EC) は 3 月 13 日、RAPEX (The Rapid Alert System for Dangerous Non-food Products : 食品、飼料、医薬品、医療機器等を除く製品の緊急警告システム) に関する 2022 年の年次報告書を公表しました。

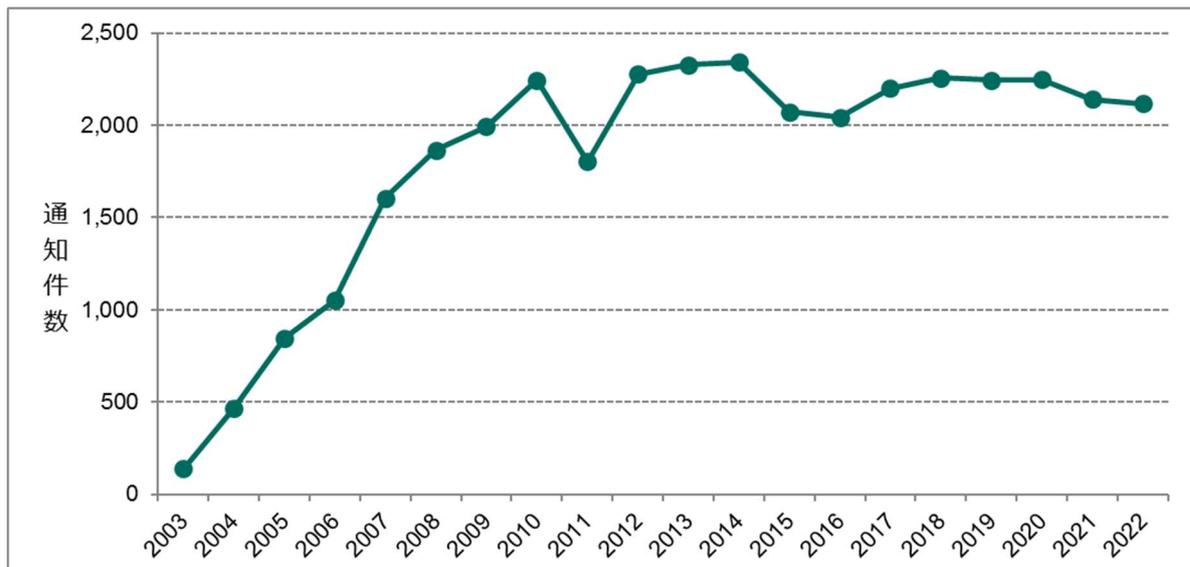
以下は、本報告書の抜粋です。

1. 警告通知に関する分析

(1) 通知件数

2022 年度に RAPEX に通知された件数は 2,117 件であり、ここ 5 年間はほぼ横ばいとなっている (図 1)。

図 1. 通知件数の推移*



(2) 通知件数の多い製品群と危害の種類

通知された件数を製品群別に見ると、最も多かったのは玩具（全体の23%）であった。それに続き自動車（同16%）、化粧品（同10%）、衣料品（9%）となっている（図2）。化粧品や衣料品の割合が大きく増加しているが、これは、当局がこの製品カテゴリについて焦点を当てた活動をした結果と思われる。

また、保護用品については、2021年（8%）に比べ減少している（4%）が、コロナウイルス関連製品に対する関心度が相対的に低下したことによるものと考えられる。

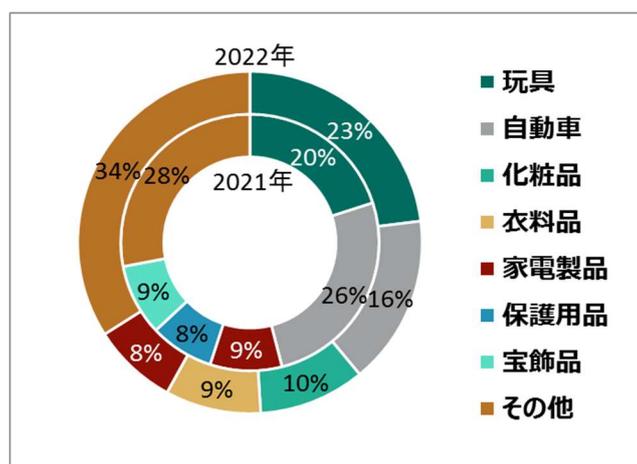


図2. 製品群別割合

リスクの種類については、化学物質に関係するものが最も多く（35%）なっている。これは、近年禁止された化学物質の使用についても当局が注力した結果であり、禁止化学物質は、化粧品だけでなく玩具などその他の製品群でも警告が増加している（図3）。

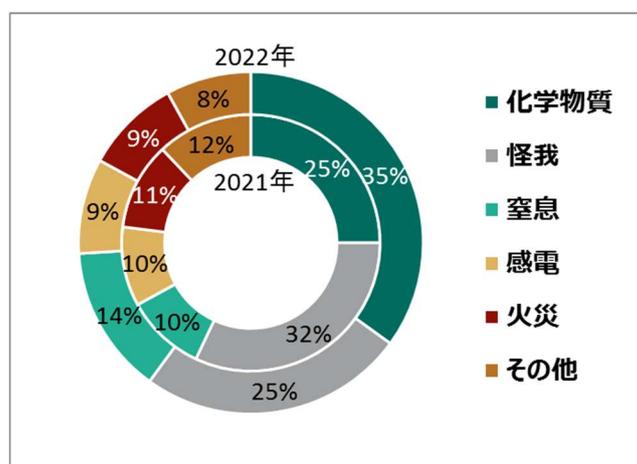


図3. リスク種別割合

2. 2022年の主な活動

1) EU各国との協調活動

EUは製品安全に関して市場監視を担っている域内各国当局に資金提供を行っており、製品の共同テストやベストプラクティス等の知見の共有等を行っている。

2022年はネット販売に関して優先的に取り組み、特にブロックチェーンの使用に関する議

論や、増加しつつある EU 域外からの直送（ドロップ SHIPPING）への対処方法の検討を行っている。

2) インターネットで販売される製品に対する取組み

ネット販売される製品の安全性を向上させるために、ネット市場との間で構築した製品安全誓約メカニズム**に関する最新の報告書（2021年12月から2022年5月まで）によると、このメカニズムが機能していることが以下のとおり示されている。

- ・ 特定された製品の 98%が行政の通知に伴い 2 営業日以内に製品安全誓約署名の 11 社が運営するネット市場から削除された。
- ・ これは行政からの 2,315 件の通知に基づいて、159,784 点の安全でない製品が削除されたことに相当する。

また、「安全でない」として登録されている製品の販売をネット上で追跡する新しいツールとして、eサーベイランスウェブクローラーを導入した。これは安全でない製品の販売を特定して自動的にリスト化し、行政当局が効率的に削除を命じることができるようにするためのもの。運用開始後 9 か月間で、安全でないとして警告が発出された製品 499 件について、ネット販売サイト 2,079 か所から、5,068 件を検出することができた。

3) 国際協力

2022 年、安全でない製品の警告の半分は中国産製品であった（図 4）。

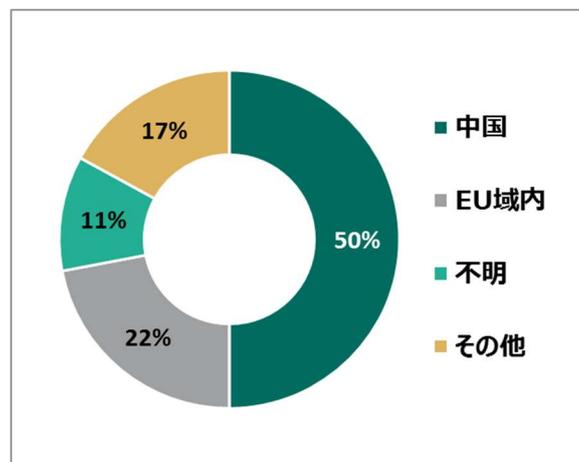


図 4. 危険な製品としての通知件数に占める原産国の割合

2006 年以降、欧州委員会は製品安全を担当する中国当局と緊密に協力を行っており、2019 年以降は、包括的な情報共有と訓練プログラムが行われ、中国の事業者の意識を高めてきた。

また米国との間では、米国消費者製品安全委員会（CPSC）との非公式対話が 2022 年 4 月に開始された。

（報告書の抜粋終わり）

RAPEX の報告書は毎年この時期に公開されています。本報告書は製品安全に係る欧州当局での活動や、注視している事項などが示されており、欧州に進出している事業者においては同地域における製品安全上のトレンドを把握するのに有用といえます。

* 図1. ～図4. は EC が公表した報告書を基に弊社で作成したものです。

** ネット上で販売される製品の安全性を向上させるために、EU の行政当局とネット市場運営事業者との間で結ばれた非立法の自発的協力メカニズム。2018年6月より開始され、現在11社が署名している。同誓約に署名した企業は、各国当局と協力して、自社が運営する市場で検出された危険な製品の排除など、いくつかのコミットメントを行うことが求められる。

出所：欧州委員会のリリース

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_1608

○豪州競争・消費者委員会が消費者製品に関するリコールガイドラインの最新版を公表

(2023年4月4日、豪州競争・消費者委員会)

豪州競争・消費者委員会（以下、ACCC）は4月4日、消費者製品に関するリコールガイドラインの最新版を公表しました。このガイドラインは、リコールの各段階において実施すべき事項や手順とそれらに関する留意点、事業者が定める豪州消費者法上の義務、ACCC の役割などについて、事業者向けに解説したものです。

2015年12月に発行された旧版（16ページ）と比較すると、新版は72ページと分量が大幅に増えており、旧版ではあまり触れられていなかった内容も新たに盛り込まれました。

なかでも目を引くのが、リコールの実施判断時におけるリスクアセスメントに関する記述です。

旧版においては、事業者は製品が消費者に危害をもたらすおそれを有していることを認識した場合に、必要な情報収集を行った上で当該製品のリスクアセスメントを行うべきであると書かれています。ただ、リスクアセスメントによって何を明らかにすべきかまでは触れられていませんでした。

一方で、新版においては、以下の内容が盛り込まれています（原文より要点を抜粋）。

<リスクアセスメントで明らかにすべき点>

- ・ 具体的な欠陥（複数の可能性あり）
- ・ どのような危険源があり、それがどのように発現するか
- ・ 想定される使用者
- ・ その他の使用者（製品の周辺にいる者を含む）
- ・ 危害の程度
- ・ 出荷製品のうち、欠陥を有している可能性がある製品の割合
- ・ 欠陥を有する製品のうち、危害を引き起こす可能性がある製品の割合

事業者はリスクアセスメントの結果に基づき、どのようにリコールを実施するかを適切に判断することが求められます。ガイドラインは、リスクが高いほど早急にリコールを実施する必要がある、またより高い頻度でリコールを周知する必要があると述べています。

また、新版においては、リコール実施中にも当該製品のリスクが増減しうることを踏まえ、状況に応じてリスクアセスメントの結果を見直す必要があると述べています。その上で、リスクが増大していることが確認された場合は、消費者に対しさらに注意喚起を行ったり、リコール周知の方法を見直すことなどが求められています。

ACCC のガイドラインが述べるリコールの判断および実施に関する内容は、豪州の市場に対し製品を供給する事業者以外にも参考となるものです。事業者はこうした公的ガイドラインも参考とし、必要に応じて自社のリコール実施体制や仕組みを見直し、アップデートしていくことが望ましいといえます。

出所：ACCC のニュースリリース

<https://www.accc.gov.au/about-us/media/media-updates/accc-publishes-new-product-safety-recall-guidelines>

リコールガイドライン本文

https://www.productsafety.gov.au/system/files/21-82BKT_Recall%20Guidelines_FA_0.pdf

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防壁(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & AD インターリスク総研 2023